



香川用水 土地改良区だより

第 70 号

発行日 令和 3 年 5 月 25 日
発行所 香川用水土地改良区
香川県高松市
番町 5 丁目 1 番 29 号
TEL087(802)5711
FAX087(802)5744
発行人 事務局長 小山 輝己

第54回

通常総代会を開催

—令和3年度収支予算などを議決—



令和 3 年 3 月 23 日午前 10 時より第 54 回香川用水土地改良区通常総代会を高松市木太町の高松国際ホテルにおいて開催しました。今年度の総代会も、昨年同様、新型コロナウイルスの影響により、書面議決を活用し、規模を縮小して役員 8 名、代表総代 4 名にご出席いただき行いました。組橋理事長の招集挨拶の後、議長に高松市選出の総代 松本芳博氏を選出し、事務局より 4 件の報告事項の後、令和 3 年度事業計画及び収支予算など 13 議案について審議され、いずれも原案どおり承認されました。最後に大山副理事長の閉会挨拶で総代会は滞りなく終了しました。(賛成：書面議決 129 名・挙手 3 名、反対：0 名)



組橋理事長



松本議長

可決された議案

- 第 1 号議案 令和 2 年度収支補正予算について
- 第 2 号議案 令和 3 年度賦課金の額並びに賦課徴収の時期及び方法について
- 第 3 号議案 令和 3 年度加入金の額並びに徴収の時期及び方法について
- 第 4 号議案 令和 3 年度決済金の額並びに徴収の時期及び方法について
- 第 5 号議案 令和 3 年度事業計画及び収支予算について
- 第 6 号議案 令和 3 年度配水計画について
- 第 7 号議案 令和 3 年度一時借入金について
- 第 8 号議案 令和 3 年度預入先金融機関の決定について
- 第 9 号議案 香川用水土地改良区定款の一部改正について
- 第 10 号議案 香川用水土地改良区役員選挙規程の一部改正について
- 第 11 号議案 香川用水土地改良区総代選挙規程の一部改正について
- 第 12 号議案 国営付帯県営土地改良財産の再譲与に伴う土地改良財産譲与契約の締結について
- 第 13 号議案 国営付帯県営土地改良財産の再譲与に伴う香川用水維持管理計画書の変更について

組橋理事長挨拶



第54回香川用土地改良区通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
今回の通常総代会開催につきましては、昨年度と同様に、総代の皆様のご理解のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、書面議決を活用した少人数での開催とさせていただきます。総代や役員の皆様には、日頃より、香川用土地改良区の運営・管理全般にわたり、ご支援、ご協力をいただいておりますこと、心から厚く感謝している次第であります。

初めに、香川用水の水事情についてであります。昨年、早明浦ダム上流域では、適度な降雨に恵まれ、早明浦ダムの貯水状況も順調に推移し、県内水源のため池も効果的な降雨により、良好な状況で推移し、実りの秋を迎えたところであります。現在、非かんがい期ではありますが、早明浦ダムの貯水状況は、平年値を上回る状況で推移しており、令和3年も安定した水事情となることを期待しております。

次に、賦課金の徴収状況についてですが、今年度の経常費賦課金9,030万円余は、昨年の6月末に関係市町から全額収納いただいております。これも偏に、関係市町の香川用水に対する温かいご理解の賜物と心から感謝しております。また、維持管理費賦課金1億5,640万円余についても、組合員皆様のご協力により、全額収納いただいております。賦課金の収納にあたっては、関係市町、土地改良区、水利組合の代表者等、関係の皆様方のご理解とご協力があればこそであり、心から厚くお礼申し上げます。

次に、国営香川用水二期地区についてであります。香川用水の幹線水路の劣化対策と耐震化対策を行う国営香川用水二期事業は、総事業費172億円、工期10年の予定で、平成26年度から国の方で実施していただいております。今年度は、東部幹線や西部幹線、高瀬支線において8箇所の改修工事が行われ、今年度末で概ね75%まで進捗が伸びるところであります。令和3年度は、令和2年度の補正予算と合わせて、令和2年度を上回る24億円余の予算執行が予定されており、引き続き多くの工事が執行されるものと期待しております。今後も、香川用水の幹線水路施設の維持管理と配水管理の万全な体制が確立できるよう、施設整備も含め、国をはじめ県・市町、地元土地改良区等と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、高瀬支線等の共用区間の緊急対策事業についてであります。香川用水施設緊急改築事業により、東部幹線を中心とした水路の補修、改修は実施されておりましたが、高瀬支線は未整備となっております。このような中、高瀬支線で管本体の破裂事故等が起こったことから水資源機構理事長に対して、高瀬支線の早急な老朽化対策を要望していたところ、高瀬支線の老朽化対策と池田ダムの取水工や東部幹線の一部耐震対策を事業内容とする総事業費38億円、工期5年間の水資源機構管香川用水施設緊急対策事業として、令和2年度に採択され、令和3年度は18億円の予算で本格的に改修工事が進められる予定となっております。

最後に、国営付帯県営施設の再譲与についてであります。国営付帯県営施設は、県営事業として、県下全域の61施工区において、水路や揚水機場等が整備されたものであります。平成28年度に地元負担金の償還が完済したことから、これらの施設を地元の施設管理者等に再譲与することとし、造成主体の県をはじめ、施設管理者の土地改良区や市町等と協議を進め、概ねご了解いただいたところであります。来年度は、これまでに施設財産の譲与にご同意いただいた施工区の譲与契約を結び、所定の手続きを進めたいと考えております。現在協議中の一部施工区についても、協議を進め、施設財産を再譲与することにより、地元の方で適時適切な維持管理が円滑に行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、事前に回答のあった総代の皆様のご賛否の結果をご報告し、この後、選任されます議長に、議事進行をしていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

<おことわり>紙面の都合により要約させていただきました。

役員(理事)補欠選挙の結果

役員(理事)1名の欠員に伴う補欠選挙を、令和3年3月23日開催の第54回香川用土地改良区通常総代会において執行し、次の方が無投票で当選されました。

任期は、残任期間の令和6年10月23日までです。

(理事)

被選挙区域名	当選人氏名	所属委員会
多度津町	志村忠昭	施設管理委員会

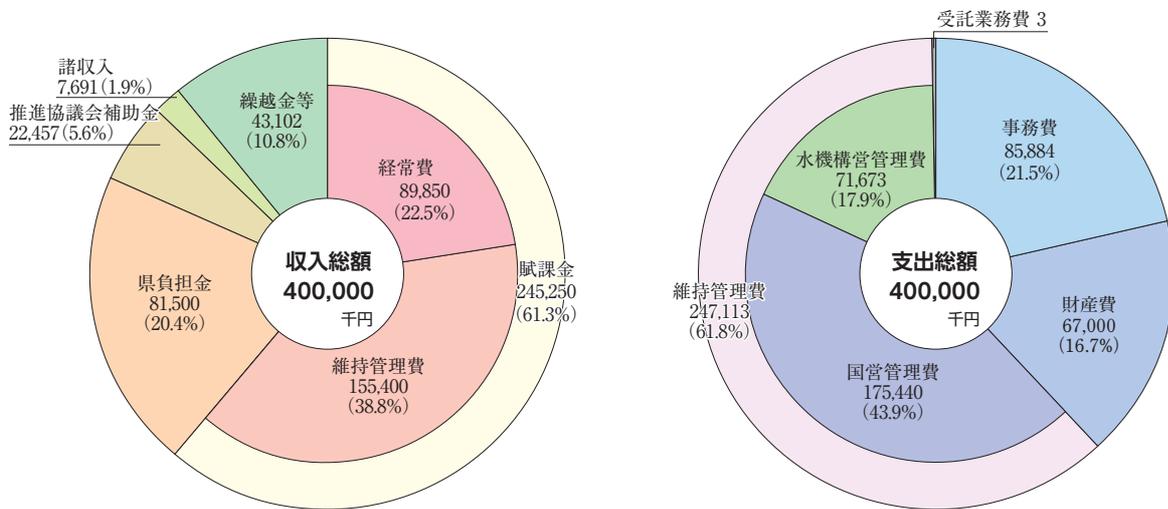
令和3年度

一般会計予算4億円

各種賦課金・加入金・決済金の10アール当たり単価 前年度と同額

第54回通常総代会において、令和3年度一般会計及び各特別会計の当初予算が議決されました。一般会計の収支予算は、前年度と同額の予算となっています。

一般会計収支予算概要 (単位：千円)



() 内は構成率を示す

賦課金

- ・ 経常費賦課金 10アール当たり**400円** (前年度と同額) 納付期限 令和3年6月30日
- ・ 維持管理費賦課金 10アール当たり**800円** (前年度と同額) 納付期限 令和3年12月15日

加入金

令和3年度中に香川用水土地改良区へ新規加入する農地については、10アール当たり水量別に建設費償還賦課金を清算した次の額を加入金として納めていただくことになります。

10アール当たり水量	150 m ³	200 m ³	250 m ³	300 m ³	350 m ³	400 m ³	450 m ³	500 m ³	550 m ³	600 m ³	660 m ³
加入金	21,670 円	25,120 円	28,580 円	32,020 円	35,490 円	38,940 円	42,400 円	45,850 円	49,310 円	52,760 円	56,900 円

決済金

- ・ 香川用水決済金 1平方メートル当たり**26円** (前年度と同額)

香川用水二期事業の工事実施状況について

平成26年度に始まった「国営香川用水二期土地改良事業」は、今年で8年目を迎えました。令和2年度は20億5千万円（補正予算含む）の事業費で、農業用水専用区間の全線で用水路改修工事が行われ、PIP工法による管水路改修、石綿管撤去とダクタイル鋳鉄管への布設替、トンネル補強、開水路補修等の補強改修が実施されました。

令和3年度は、令和2年度の補正予算6億円と当初予算18億1千万円を合わせた24億1千万円の予算で、前年度同様に改修工事が実施される予定です。

なお、工事の実施に際し、関係水利団体及び、近隣の周辺地域住民の皆様方には何かとご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【令和2年度工事実施状況】

工 事 名：西部幹線用水路第6工区一の谷サイホン等改修工事



一の谷分水工・排泥工【施工中】



一の谷分水工・排泥工【施工後】

【年度別実施計画表】

全 体 計 画		令和2年度迄	令和3年度 (令和2年度補正含む)	令和4年度以降
施 設 名	事 業 量	事 業 量	事 業 量	事 業 量
1. 用水路	27.7km	22.9km	2.1km	2.7km
(1) 東西分水工	0.1km	0.1km	—	—
(2) 東部幹線	19.9km	17.7km	0.6km	1.6km
(3) 西部幹線	4.6km	3.2km	1.4km	—
(4) 高瀬支線	3.1km	1.9km	0.1km	1.1km
2. 水管理施設 ・中央管理所 ・中継所及び子局 ・通信施設等	1式	1式	—	1式
3. 揚水機場	2ヵ所	2ヵ所	—	—
(1) 東部幹線揚水機場	1ヵ所	1ヵ所	—	—
(2) 大池揚水機場	1ヵ所	1ヵ所	—	—
4. 工事諸費等	1式	測量、設計他	測量、設計他	1式
事業費(百万円)	17,200	12,948	2,410	1,842
進 捗 率	100%	75%	14%	11%

国営二期事業 現地視察

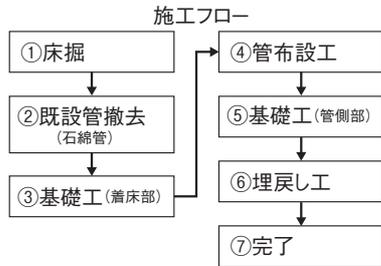
高瀬支線七尾サイホン改修工事

令和3年1月12日(火)、第41回施設管理委員会(香川芳文委員長)において、高瀬支線七尾サイホン改修工事(三豊市豊中町)の現地視察を実施しました。

現地視察は、委員の皆様へ直接補修工法等を見てもらう良い機会であることから、毎年この時期に行っています。

○施工概要：経年劣化により構造機能が低下し、管材として不適切な既設石綿管(φ1200mm)をダクタイル鋳鉄管(φ1200mm)に更新するもの。

○現地説明



管布設工

基礎工(管側部)

「水資源機構営」香川用水施設緊急対策事業が始動

水資源機構営「香川用水施設緊急対策事業」が所要の法手続きを経て令和2年度から着工されています。本事業は水資源機構が管理する香川用水共用施設のうち、特に劣化が著しい高瀬支線約2.7kmの老朽化対策と、近い将来発生が予測されている大規模地震に備えるため、取水施設・東部幹線1式及び高瀬支線約1.1kmの耐震化対策を行うものであり、総事業費は38億円、事業工期は令和2年度から令和6年度までの5年間で予定されています。

着工初年度となる令和2年度は、事業費3億円で高瀬支線の管内測量等が実施されました。本格工事となる今年度は事業費18億円で、高瀬支線のサイホン改築及びトンネルの補強工事が実施されます。

【年度別実施計画表】

全体計画		令和2年度迄	令和3年度	令和4年度以降
施設名	事業量	事業量	事業量	事業量
1. 取水施設				
(1) 取水工(水路、擁壁等)	1式			
(2) 長野川水路橋	1式			
2. 東部幹線				
(1) 開水路施設(盛土部)	0.35km			
(2) 水位調節施設	2カ所			
3. 高瀬支線				
(1) サイホン施設	2.7km			
(2) トンネル施設	1.1km			
(3) 水位調節施設	1カ所			
4. 測量設計等	1式			
事業費(百万円)	3,800	300	1,800	1,700
進捗率	100%	8%	47%	45%

高瀬支線水路改築工事実施状況



管内測量状況(サイホン施設)



功労者表彰 ~役員・総代19名が受賞~

受賞されたのは、役員・総代として20年以上在任されている方及び10年以上在任され昨年秋の改選で退任された方々です。

表彰された役員・総代

在任期間20年以上の役員

(敬称略・順不同)

役職	氏名	市町名
理事	國重進	琴平町

在任期間10年以上の退任された前役員・総代

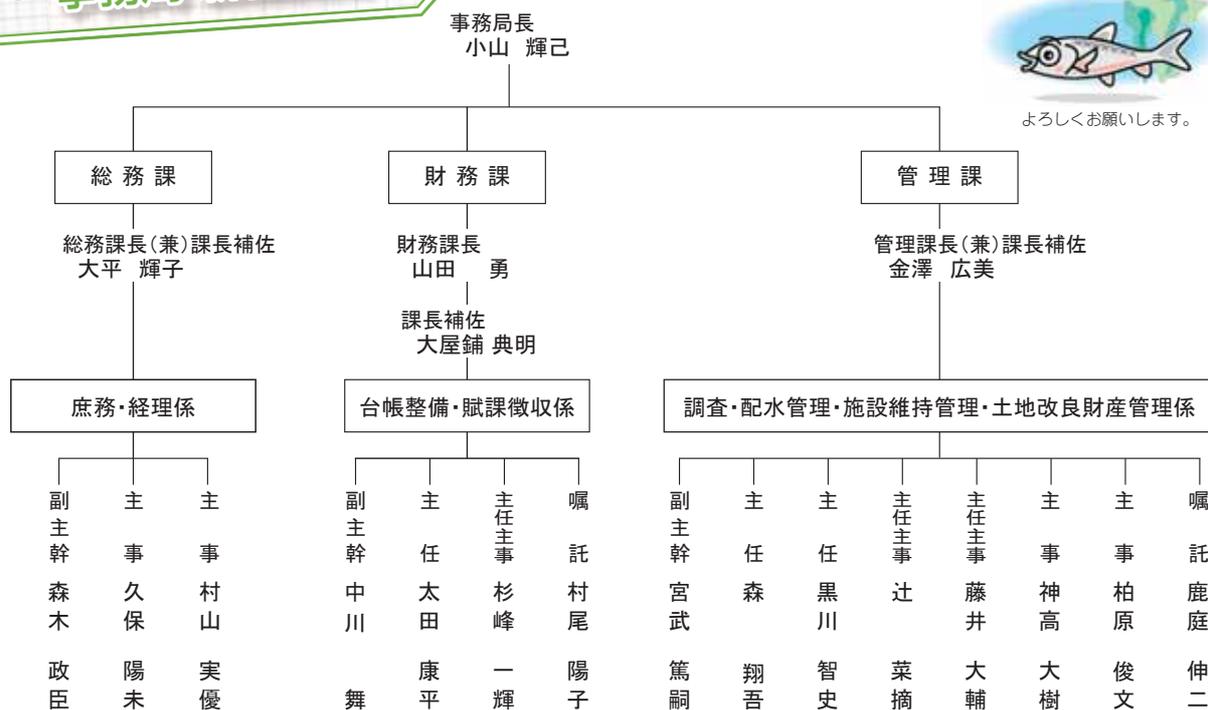
役職	氏名	市町名	役職	氏名	市町名
理事	伏見 正範	高松市	理事	杉崎 正則	坂出市
理事	田村 元良	丸亀市	理事	近藤 貢	三豊市
理事	廣田 穰	丸亀市	理事	泉川 静雄	高松市
総代	溝渕 美國	高松市	総代	松浦 治	善通寺市
総代	三好 正和	高松市	総代	宮川 正弘	善通寺市
総代	行成 介志	丸亀市	総代	寒川 正行	さぬき市
総代	富田 重義	丸亀市	総代	三好 理	東かがわ市
総代	高田 壽三紀	坂出市	総代	安藤 裕之	三豊市
総代	安藤 昇一	善通寺市	総代	宮崎 文男	三豊市

事務局 新組織図

(令和3年4月1日付)



よろしくお願ひします。



組合員の皆さまへ

こんな時は必ず届出をお願いします!

1 組合員の資格等に変更があった場合 土地改良法第43条

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 農業者年金受給による経営移譲
- 農地の売買、贈与、賃貸借または解約、交換等による所有権移転
- 組合員の住所変更



組合員資格得喪通知書を提出してください!

土地改良区に組合員資格得喪通知書の届出がなければ、賦課金は従来の組合員に継続して賦課されます。

※申請様式はHPからもダウンロードできます。

2 農地転用する場合

- 農地を宅地など農地以外に転用する場合

農地転用等の通知及び意見書の交付願を提出し 地区除外の手続きを行ってください!

農地を宅地など農地以外に転用する場合、組合員が申請手続きをし、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金 (1㎡当たり26円)** の納付が必要です。

3 公共用地として転用された場合

- 公共用地として買収された農地を所有する組合員の皆様方へは、決済金徴収委任団体等を通じて決済金納入告知書を交付いたしますので、すみやかに決済金の納入をお願いします。

決済金が必要!

公共用地 (国道、県道、市町道、河川敷等) として、買収又は寄付した農地を転用した場合にも一般転用と同様に決済金が必要です。

公共用地への転用は農地法に基づく転用手続きが免除されており土地改良区に通知されません。関係公共機関にもお願いしておりますが、組合員の皆様も用地買収時に決済金の支払い方法等十分に話し合わせ、問題が生じないようにお願いします。

決済金とは?

農地転用によって地区内の農地面積が減ると、残った受益農地 (組合員) に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により組合員の負担が過重とならないように、土地改良受益地区から農地を除外する場合は、**土地改良法第42条2項**に基づき、**決済金の納入が必要**となります。

お問い合わせ先

香川用水土地改良区 (☎087-802-5722財務課)
又は関係市町担当課・関係土地改良区



＝香川用土地改良区の主な動き＝

令和2年

- 11月16日 常任委員長会
- 19日 第40回財務委員会
- 26日 池田ダム定期検査視察
- 27日 香川用水周知会(西讃)
- 12月1日 香川用水周知会(中讃)
- 3日 香川用水周知会(東讃)
- 7日 全国大規模農業水利事業協議会県選出国会議員要望

令和3年

- 1月12日 第41回施設管理委員会(現地視察)
- 18日 第60回配水管理委員会
- 2月2日 常任委員長会
- 5日 第123回監事会
- 9日 第79回総務委員会
- 3月1日 第139回理事会
- 3月23日 役員(理事)補欠選挙会
第54回通常総代会



香川用水周知会(西讃)



第139回 理事会

<第37回香川用水水口祭の開催について>

新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、昨年同様、少人数で神事のみ執り行うことといたします。奉納等はありませんので、当日の来場はお控えください。



水土里ネット
香川用水

事務局だより

新規採用職員の紹介(令和3年4月1日付)

所属：管理課
氏名：柏原 俊文

香川用土地改良区の一員として皆様のお役に立てるよう精一杯業務に励んでまいります。よろしくお願い致します。



香川用水幹線踏査

香川用土地改良区では、毎年、4～5月にかけて幹線施設の状態を把握するために踏査を実施しています。併せて香川用水二期農業水利事業所の方も同行して、補修箇所を確認を行っています。今後も安全な施設管理に努めてまいります。



ホームページアドレス <https://www.kagawayousui.com/>
E-mailアドレス t-kagawa@kagawayousui.com